
◎開会の宣告

○副議長 本日、加藤議長欠席のため、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、副議長の私が議長の職務をとらせていただきますので、皆様方のご協力よろしくお願いたします。

全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方は1名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成30年第2回川西町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○副議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○副議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長並びに教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎会議録署名議員の指名

○副議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

4番鈴木清左衛門君、5番神村建二君、ご両名に願いたします。

◎会期の決定

○副議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎議第30号 平成29年度川西町一般会計補正予算（第12号）の専

決処分の承認について

○副議長 日程第3、議第30号 平成29年度川西町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。専決処分の承認案件でありますので、川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第30号 平成29年度川西町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認について提案を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年度川西町一般会計補正予算（第12号）を別紙のとおり専決処分したので承認を求めるものであります。

本日付でございます。

提案理由につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるため提案するものであります。

内容につきまして、井上未来づくり課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 命によりまして、議第30号 平成29年度川西町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認につきましてご説明を申し上げます。

議案の内容につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

次のページをおめくりをいただきますと、専決処分書をここに記載してございますので、こちらをごらんいただきたいというふうに思います。

専第1号 平成29年度川西町一般会計補正予算（第12号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認め、別紙のとおり専決処分を行うものでございます。

3月26日付の町長名でございます。

例年、3月31日付の専決処分につきまして、議会のほうにご報告を申し上げているところでございますが、今回につきましては、さきの3月定例会の最終日の補正予算のご提案を申し上げた際にご説明を申し上げておりますとおり、この冬の豪雪によりまして、除雪費に不足が生じた関係から、3月31日の前段の3月26日付をもちまして専決処分を行ったものでございます。

次のページに補正予算書がございますので、こちらをごらんいただきたいというふうに思っています。

平成29年度川西町一般会計補正予算（第12号）。

平成29年度川西町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億6,952万1,000円とするものでございます。

3月26日付、町長名でございます。

補正予算の内容につきましては、別紙概要書でご説明を申し上げたいというふうに思います。

平成29年度川西町一般会計補正予算（第12号）の概要でございます。

ただいま申し上げましたとおり、今回の補正につきましては、この冬の除雪費に不足が生じた関係から専決補正を行うものでございます。

歳出につきましては、維持補修費でございまして、冬期交通確保事業、除排雪経費の委託料等につきまして2,700万円の増額を行うものでございます。

次に、歳入でございますが、この件につきましても、3月定例会の最終日に町長より口頭でご報告を申し上げているところでございましたが、この冬の豪雪に伴いまして、国土交通省より交付を受けることが決定いたしました臨時道路除雪事業費国庫補助金5,300万円の入を見込ませていただくものでございます。

この歳入の関係から、オーバーフローいたします一般財源2,600万円につきましては、財政調整基金の繰入金に繰り入れ戻しを行うものでございます。

この結果、財政調整基金の残高でございますが、2億6,641万7,000円となる見込みでございます。よろしく願いいたします。

○副議長 本案に対する質疑を許します。

（な し）

○副議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を承認することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○副議長 全員ご起立。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

◎議第31号 川西町税条例等の一部を改正する条例の設定について

○副議長 日程第4、議第31号 川西町税条例等の一部を改正する条例の設定について、これを議題といたします。

なお、本件につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにしましたので、ご了承を願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第31号 川西町税条例等の一部を改正する条例の設定について、提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、関係条例を改正する必要があるため提案するものでございます。

内容につきまして、後藤税務会計課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長 後藤税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 命によりまして、私より、議第31号 川西町税条例等の一部を改正する条例の設定について、説明をさせていただきます。

川西町税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

川西町税条例等の一部を改正する条例。

平成30年5月1日提出、町長名でございます。

概要書により説明をさせていただきます。

1の改正の趣旨ですが、地方税法等の一部改正に伴い、関係条例を改正するものでございます。

関係条例は4つございます。

1つが川西町税条例、2つ目に川西町税条例等の一部を改正する条例、平成27年の改正条例でございます。3つ目に川西町国民健康保険税条例、4つ目に川西町都市計画税条例でございます。

2の主な改正内容ですが、(1)川西町税条例等の一部改正については、1つが町民税関係、2つ目にたばこ税関係、3つ目に固定資産税関係、4つ目にその他法改正に伴う条文の整備でございます。

1つ目の町民税関係につきましては、個人所得課税の見直しでございます。

この改正については、平成33年度からの適用となるものでございます。

働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけではなく、さまざまな形で働く人を応援し、働き方改革を後押しする観点から、所得税と同様、給与所得控除、公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振りかえるなどの対応を行うものでございます。

1つ目の給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振りかえについては、給与所得控除・公的年金等控除、それぞれ10万円引き下げるとともに、基礎控除額を同額引き上げ、現在の基礎控除額33万円を43万円に引き上げるものでございます。

2つ目の給与所得控除の見直しについては、給与所得控除が上限となる給与収入を1,000万円から850万円に引き下げ、給与所得控除の上限額を220万円から195万円に引き下げるものでございます。

子育てや介護を行っている者には負担増が生じないように措置するものでございます。

3つ目の公的年金等控除の見直しについては、公的年金等収入が1,000万円を超える場合、控除額に上限を設定するものでございます。

控除の上限額を199.5万円とするものでございます。

さらに、公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円を超える場合、控除額を引き下げるものでございます。

他の所得が1,000万円を超える場合は10万円、2,000万円を超える場合は20万円引き下げるものでございます。

4つ目に基礎控除の見直しでございます。

合計所得金額2,400万円、給与収入で2,595万円を超える納税義務者に係る基礎控除額について、控除額が逡減・消失する仕組みを設けるものでございます。

町民税における影響額については、約50万円の減額でございます。

次に、たばこ税については、1つがたばこ税率の引き上げでございます。

近年の紙巻きたばこの販売数量の減少幅の拡大に伴い、たばこ税収の減少が見込まれる状況にあることから、たばこ税の負担水準が見直され、平成30年10月1日から国と地方のたばこ税の配分比率1対1を維持した上で、たばこ税率を3段階で引き上げ、国と地方合わせて1本当たり1円ずつ、計3円引き上げるものでございます。

裏面をごらんください。

平成30年10月1日から、国・地方合わせて1本当たり1円の値上げとなり、1,000本で1,000円となりますが、国で500円、県では70円、市町村では430円の引き上げとなるものでございます。これが、平成32年、平成33年の10月1日から、それぞれ同額ずつ引き上げとなるものでございます。

2つ目に、加熱式たばこの課税方式の見直しでございます。

加熱式たばこについては、加熱式たばこと紙巻きたばこの間や加熱式たばこ間に大きな税率格差が存在している中で、近年急速に市場が拡大していることを踏まえ、その製品特性を踏まえた課税方式への見直しを行うこととされ、国のたばこ税と同様、加熱式たばこに係る課税方式の見直しについて、5年間かけて段階的に移行するものでございます。

たばこ税における影響額については、約3,300万円の増でございます。

次に、固定資産税関係については、平成30年度は土地家屋について、3年に一度価格の変化を反映する評価替えの年に当たります。

土地に係る評価替えに際しては、価格の変動に伴う税負担の激変を緩和するため、固定資産税の現行の課税特例である負担調整措置を平成30年度から平成32年度までの3年間延長するものでございます。

次に、その他法改正に伴う条文の整備を行うものでございます。

次に、(2)川西町税条例等の一部を改正する条例(平成27年度条例)の一部改正関係でございます。

平成27年度改正において講じた旧3級品の紙巻きたばこに係る税率の経過措置について、このたびの改正に伴い、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで適用するものでございます。

次に、(3)川西町国民健康保険税条例等の一部改正については、平成30年度から適用するものでございます。

1つ目の課税限度額(基礎額)の改定については、高齢化の進展等により、医療費給付等が増加する中で必要な保険税収入を確保する観点から、平成30年度は限度額超過世帯の割合

が上昇する見込みであり、基礎課税額分、後期高齢者支援金等課税額分、介護給付金課税額分の限度額超過世帯のバランスを考慮し、基礎課税額に係る課税限度額について、これまでの最大引き上げ幅と同額の4万円の引き上げを行うこととなり、現行54万円を58万円に改定するものでございます。

2つ目に、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更については、5割軽減該当の判定において、被保険者数に特定同一世帯所属者数を加えた数を乗じる額の27万円を27.5万円に、2割軽減該当の判定においては49万円を50万円に改定し、軽減判定における所得金額を変更するものでございます。

国民健康保険税の影響額については、約120万円の増額でございます。

次に、(4)川西町都市計画税条例の一部改正関係については、固定資産税と同様に、評価替えに係る土地に対して課する都市計画税の現行の課税特例である負担調整措置を平成30年度から平成32年度まで3年間延長するものでございます。

2つに、その他法改正に伴う条文の整備を行うものでございます。

次に、3の適用等については、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものでございます。

その他、それぞれ記載の施行日や適用によるものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○副議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○副議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○副議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第32号 川西町立吉島小学校校舎及び体育館屋根改修工事請負契約の締結について

○副議長 日程第5、議第32号 川西町立吉島小学校校舎及び体育館屋根改修工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第32号 川西町立吉島小学校校舎及び体育館屋根改修工事請負契約の締結について提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

内容につきまして、淀野教育総務課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、命によりまして、議第32号 川西町立吉島小学校校舎及び体育館屋根改修工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

平成30年4月24日、川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した川西町立吉島小学校校舎及び体育館屋根改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記。1、契約の目的、川西町立吉島小学校校舎及び体育館屋根改修工事。2、契約の方法、指名競争入札による契約。3、契約の金額、金6,048万円。4、契約の相手方、山形県東置賜郡川西町大字上小松988-1、株式会社殖産工務所、代表取締役、伊藤一壽。平成30年5月1日付、町長名でございます。

内容について、資料に基づきましてご説明を申し上げます。

建設工事請負仮契約書をごらんいただきたいと思います。

工事名につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

工事場所については、川西町大字洲島地内にあります。

工期につきましては、本契約の効力を生じた日から平成30年11月30日までとしております。

請負金額については、先ほど申し上げたとおりでございます。

契約保証金については604万8,000円、前払金につきましては2,419万円でございます。

1、上記の工事について、発注者と受注者は、おのおの対等な立場における合意に基づい

て、川西町契約に関する規則に定める諸条項を遵守し、請負契約を締結する。

2、この契約は、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生する。

3、この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年4月25日付、発注者、川西町長。受注者、株式会社殖産工務所、代表取締役、伊藤一壽でございます。

工事の中身につきまして、もう1枚めくっていただきたいと思います。

今回の工事につきましては、図面で赤く斜線を引いた部分の屋根について改修を行うものであります。

改修する工事の方法につきましては、既存の屋根の上に新たな屋根の部材を乗せるカバー工法を用いるものでございます。

改修面積につきましては、2,080平米でございます。

以上であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長 本案に対する質疑を許します。

1 番伊藤寿郎君。

○1 番 私からは、この工期についてお尋ねします。

11月30日までということ、大分長い工期になるわけですが、外での作業になるわけですから、例えば、夏のプール授業だったり、グラウンドでの運動会だったり、体育館の裏には学校田があって、田植えから始まったりとかということで、この工期とこの改修方法のカバー工法、これによって、こういう授業だったりイベントがちょっとずれますよとか、そういう懸念はないのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○副議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 今、ご質問いただきました、その学校行事における工事の影響ということでございますが、この間の工事については、きちんと足場を組んで、その工事の者が子供たちに影響がないようにきちんと対応するというので、ほぼ学校行事における影響というのはないのかなと思います。

ただ、音等がちょっと心配されるところがありますので、そういうところについては、その授業の進捗状況とか、あるいは、内容によっては影響が起これないように業者と打ち合わせを行いながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○副議長 ほかに。

6番橋本欣一君。

○6番 同じような質問になるわけですがけれども、授業に差し支えないのかという点と、児童に対する安全対策というものを万全にさせていただきたいんですけれども、そういった面はいかがでしょうか。

○副議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 まず、安全性が大事だということで、業者のほうとは話をしております。

当然、上で工事をしますので、上から落下物等々も心配されます。あるいは、工事にかかわっている方たちの安全も配慮すべきものというふうに捉えておまして、全体的な工事の安全については、業者のほうに注意をもって行っていただくようお願いしているところでございますので、今後ともそういった方向で話し合いを持ちながら、安全に工事を進めるようにしてまいりたいと思っております。

○副議長 ほかに。

(なし)

○副議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○副議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○副議長 以上をもって、全日程を終了いたしました。

これをもって、平成30年第2回川西町議会臨時会を閉会いたします。

なお、川西町監査委員から平成30年度監査執行計画書がお手元に配付のとおり提出されておりますので、ごらんください。

まことにご苦労さまでした。

(午前10時03分)